

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市響灘ビオトープ

所在地：若松区響町一丁目126番1号及び二丁目

施設内容：①施設概要

ネイチャーセンター

(鉄筋コンクリート造・1階建・延床面積約570㎡)

展示スペース、講義室、ボランティア室、事務室など

付帯施設

駐車場：バス10台、普通車65台、

身障者及び関係者用駐車スペース3台、充電用駐車スペース1台

ビオトープ園

湿地、台地、砂礫地、見晴台、園路など

②事業内容

自然環境保全及び学習に関する業務

ア ビオトープの自然環境の保全に関する業務

イ 自然環境の保全に関する学習及び交流の場を提供する業務

ウ 自然環境の保全に関する普及啓発業務

エ 自然環境の保全に関する情報の収集及び提供に関する業務

オ ボランティア活動の支援に関する業務

施設運営に関する業務

ア ビオトープの施設の提供、利用許可に関する業務

イ 利用者へのサービスに関する業務

施設の管理に関する業務

ア 建築物・設備の保守点検管理業務

イ 環境維持管理業務

等

その他管理運営に関する業務

(2) 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：響灘ビオトープ共同事業体

所在地：北九州市若松区高須西一丁目14番13号

主な業務内容：

- ・株式会社エコプラン研究所
自然環境調査業務、環境設計計画業務、野生動植物の保全や復元計画及び実施業務、環境教育業務、指定管理業務等
- ・株式会社福山コンサルタント北九州本社
交通調査・解析等の交通マネジメント系、地域計画・都市計画等の地域マネジメント系、動植物等の環境調査・環境影響予測等の環境マネジメント系等
- ・特定非営利活動法人北九州ビオトープ・ネットワーク研究会
ビオトープの保全、創出、また、これらをネットワークするために市民参加型の環境保全事業の開催および研究・調査等

2 指定の経緯

- 令和6年8月14日 募集要項配布
- 令和6年9月24日 募集締め切り
- 令和6年10月9日 指定管理者検討会の開催
- 令和6年10月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

(2) 応募状況

説明会参加：4団体

応募件数：1団体（響灘ビオトープ共同事業体）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・ [学識経験者] 小島 治幸（九州共立大学名誉教授）
- ・ [業務に精通する者] 中島 淳（福岡保健環境研究研究員）
- ・ [財務・経営に知見を有する者] 堂野崎 融（九州共立大経済学部教授）
- ・ [業務に精通する者] 上野 由里代（NPO 法人北九州・魚部副理事長）
- ・ [業務に精通する者] 御園 和穂（NPO 法人環境ネットワーク代表）

5 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
	③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
	③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
	④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
	(2) 利用者の満足度
	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
	③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
	④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
	⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
	【効率性】
	(3) 指定管理料及び収入
	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
	② 収入が最大限確保される提案であるか。
	③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性
	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
	② 経費の配分は適切であるか。
	③ 積算根拠は明確であるか。
	④ 再委託が適切な水準で行われているか。
	【適正性】

(5) 管理運営体制など	
①	施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
②	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	
①	施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
②	利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
③	利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
(7) 社会貢献・地域貢献	
<社会貢献の視点>	
①	高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
②	労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
③	SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
<地域貢献の視点>	
④	地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
⑤	地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
⑥	市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準 (=審査項目) 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
響灘ビ オト ープ共 同事 業体	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	5	5	5	4	4	5	5
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	5	4	5	3	4	4	4
	(3) 実績や経験など	5	5	2	5	2	3	3	3
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	30	4	3	5	4	4	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	4	3	5	5	4	4	8
	【効率性】								
	(3) 指定管理料及び収入	15	4	3	5	5	4	4	12
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	4	3	3	4	4	4	8
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	4	3	5	3	3	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	3	3	5	4	4	4	8
(7) 社会貢献・地域貢献	10	5	5	5	4	3	4	8	
合 計	110	91	76	106	81	84	—	88	
地元団体に対する優遇措置 (5点)								93	

(2) 検討会における主な意見

- ・水生昆虫の多様性について調査、発信、多様性の保全に向けた取組を強化するべきである。
- ・理念等は良い内容が掲げられている。
- ・施設の根底にある生物多様性を劣化させないようにしないといけない。
- ・細かいところでは色々と問題があるかもしれないが、前指定管理期間の取組実績は評価できる。
- ・環境首都を目指す北九州市の、生物多様性の分野で一番重要な施設に対して、指定管理として手を挙げた団体が1団体しかないというのは少し寂しいので、行政として市内企業の育成も頑張ってもらいたい。

(3) 検討会における検討結果

- ・響灘ビオトープ共同事業体が指定管理者として十分に相応しいと認められる事業内容や数値目標の提案を行っており、合計得点も一定の水準に達しているため、検討会としては響灘ビオトープ共同事業体が指定管理者として相応しいと判断する。市は、検討会における議論を参考に、最終決定を行われたい。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、響灘ビオトープ共同事業体を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 北九州市響灘ビオトープの設置目的及び市の施策についてよく理解しており、また同施設の管理に関する意欲が強く感じられる。
- ・ 団体が現在の指定管理者であり、効率的かつ専門的な知見を有する職員配置ができています。

8 提案額

令和7年度	49,444千円
令和8年度	49,450千円
令和9年度	49,446千円
令和10年度	49,454千円
令和11年度	49,450千円